

施策分野ごとの脆弱性評価結果

※【】内は、別紙1の脆弱性評価の附番を記載

1) 交通・物流～交通ネットワークの強化～

(長良川、木曽川新架橋の建設促進)

- 周りを三大河川に囲まれた輪中地帯という地理的特性上、先人たちは古くから水と闘ってきた。2015年の関東・東北豪雨では常総市で大規模な洪水に見舞われ、一部住民が決壊箇所方面に避難したとの情報があった。仮に高須輪中の揖斐川堤防が決壊したとすると、地域住民は愛知県方面への避難を余儀なくされるが、愛知県境を流れる長良川と木曽川に架かる東海大橋と下流部の長良川大橋、立田大橋間は9km近くあり避難のネックとなっている。地域住民の命を守る上でも長良川、木曽川新架橋（仮称）**愛津大橋**の建設は喫緊の課題である。【1-2-①】

(道路ネットワークの整備)

- 災害時における長期的な孤立集落の発生は、住民の命にかかわる問題であり、発生時の迅速な対応が求められる。市域において孤立予想集落はないが、地理的特性上、可能性は皆無ではない。このため、緊急時の避難方法の検討など、必要な取組みを進める必要がある。【2-2-①】

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、幹線道路に加え各地域の復旧・復興に必要な道路ネットワークを確保する必要がある。【7-3-①】

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際には、医療施設が無事であっても、インフラの被災により施設に到達できなくなるため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【2-4-④】

(庁舎等防災拠点機能の充実)

- インフラの被災により、庁舎などへ到達できず、機能不全が発生する事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【3-1-③】

(基幹的な道路ネットワークの確保)

- 本市は、岐阜県の南の玄関口にあり、愛知県、三重県と境を接している。交通の要衝である地理的性格上、大規模災害時には、支援の受け入れや中継のため県境道路の整備が不可欠であり、国道258号の4車線化などにより道路ネットワークを確保する必要がある。【4-2-①】

- 愛知県境を流れる長良川と木曽川に架かる東海大橋と下流部の長良川大橋、立田大橋間は9km近くあり、日頃より物流のネックとなっているため、新架橋（仮称）**愛津大橋**の整備が必要である。【4-2-②】

(東海環状自動車道西回りルートの整備促進)

- 東海環状自動車道が市域北西部に整備されることとなっており、市内にスマートインターチェンジ開設が予定されている。基幹的な道路ネットワークを確保するため、東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジの早期の整備促進を図る必要がある。【4-2-④】

(公共交通ネットワークの連携、存続支援)

- 沿線自治体では、鉄道事業の存続や輸送の安全性を確保するため、鉄道事業者に対して経費の一部等について支援している。地震対策等更なる安全性の向上を図る必要がある。【4-2-⑥】

- にしみのライナーリレーバスについて、利便性の向上と日常利用の利用促進を図るとともに、広域避難の移動手段として周知を図る必要がある。【4-2-⑦】

(電力・ガスの災害対応力強化)

- 豪雨等の風水害に備え、道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。【5-1-③】

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 豪雨等の風水害に備え、道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。【5-1-⑥】

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 本市においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、着実な整備が必要である。【5-2-①】

(道路情報の収集・提供の強化)

- 災害時における道路状況等を道路利用者に提供するため、2つの道の駅に情報提供コーナーの設置を推進する必要がある。【1-5-③】
- 災害時の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ICT）を活用した交通ネットワーク情報の収集を行うとともに、道路利用者に速やかに提供する必要がある。【5-2-④】

2) 土木保全～河川、砂防、治山等対策～

(総合的な治水対策の推進)

- 台風等の豪雨や、短期的・局地的豪雨の増加に伴い、毎年のように全国各地で水害が発生している。近年、国・県による整備が進み、**河川の安全性**は大きく向上したものの集中豪雨などで河川が氾濫すると甚大な被害が生じる恐れがある。このため、ハード、ソフト両面にわたる対策を進める必要がある。【1-2-③】

- 江戸時代に新田開発され、水害の絶えなかった住民救済のため造られた避難所である助命壇が市内にあり、市の有形民俗文化財となっている。こうした施設を後世に伝えるとともに、高台の整備が必要である。【1-2-⑤】

(総合的な土砂災害対策)

- 本市の西側に位置する養老山地の東面は急峻な地形であり、土石流等の発生が懸念され、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流等に指定されている箇所が多数ある。市内の砂防施設着手率は、**81%**と高く、今後も緊急性の高い箇所を中心に重点的に整備を進める必要がある。【1-3-①】

(治山施設の整備促進)

- 山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行うことが求められている。【1-3-④】

(治山対策)

- 山地災害を防止し、また、これによる施設の被害を最小限にとどめる必要がある。【6-1-⑤】

(庁舎等防災拠点機能の充実)

- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。【3-1-②】

(道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策)

- 道路ネットワークの機能を麻痺させないため、水害や土砂災害から保全するための対策に取り組む必要がある。【4-2-③】

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【5-2-②】

(総合的な治水・土砂災害対策)

- 河川・砂防施設については、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生する恐れがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。

【6-1-②】

(河川管理施設の耐震化・液状化対策)

- 河川堤防や排水機場、樋門等の河川管理施設については、大規模な地震や津波等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるために、耐震対策や液状化対策に取り組む必要がある。【6-1-④】

(災害に強い森林づくり)

- 崩壊や土砂流出の危険が高い箇所や危険な盛り土を的確に現状把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。【6-2-⑤】

(総合的な治水対策)

- 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようするため、河川等のハード対策を重点的に実施する必要がある。【7-3-③】

(災害に強い地域のグランドデザイン)

- 長期的かつ多角的視野から安全な地域づくりに向けたグランドデザインについての議論を促進し、地域全体の合意形成を図っていく必要がある【7-3-④】

3) 農林水産～農林水産分野の災害対応力強化～

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設等の機能確保に向けた保全対策を推進する必要がある。【4-3-②】

(林道の整備)

- 林道の延長は 12,967mで橋梁は 9 橋ある。林道のうち橋梁等改良すべき箇所を把握するため、全箇所を点検診断する必要がある。【5-2-⑤】

(農業ため池の防災対策)

- 市内には 6 つのため池があり、このうち耐震調査済みのものは 4 つで、うち腰越 2 号ため池 1 基は改修済みとなっている。ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、ハード・ソフトを組み合わせた取組みを推進する必要がある。【6-1-①】

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の長期的機能確保に向けた保全対策を推進する必要がある。また、農業用排水機場の耐震化、液状化対策に取り組み、排水機能を確保する必要がある。【6-1-⑥】

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 都市計画区域内の農地のほぼ全域が農業振興地域に指定されていることから、農地の無秩序な宅地化は、現在のところ抑制されている。農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組みを継続する必要がある。

【6-2-①】

- 鳥獣被害による農作物被害の増大や遊休農地及び耕作放棄地が増加するとともに、農業用施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、違法な農地転用などにより、優良農地等の農地の保全が課題となっている。【6-2-②】

(災害に強い森林づくり)

- 本市の森林面積は約 3,031ha となっている。豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。【6-2-③】

- 長引く国産木材価格の低迷等から、林業経営活動は著しく低下しており、保育、間伐等の森林管理が十分に行われにくい状況にある。森林の保全や水源の涵養、生態系の保全など、森林の持つ機能を高める適正な森林環境に努める必要がある。【6-2-④】

(農地の復旧・復興)

- 災害では、農地の浸水や土石堆積、浸食などにより、甚大な被害が発生する。農業は本市の基幹産業であり、早期の営農再開に向けて災害復旧・復興する必要がある。【7-1-④】

4) 都市・住宅／土地利用～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化)

- 本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けており、また、養老・桑名・四日市断

層及び平野部の伏在断層が市内に存在している。公共施設の耐震化や老朽施設の用途廃止を進めているが、住宅の耐震化率は、**68%**と全国や県の水準を下回っている。市では、木造住宅無料耐震診断事業、建築物耐震診断事業、木造住宅耐震補強工事費補助を行っているほか、啓発活動を実施している。一層の耐震化の促進を図る必要がある。【1-1-①】

(空家対策)

- 令和4年3月現在の市内の空家数は**483戸**となっている。大規模災害発生時の倒壊による閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を推進する必要がある。【1-1-⑧】

(市街地整備)

- 山間部の一部を除いて、ほぼ全域が都市計画区域に指定されているが、市街化区域・市街化調整区域を区分する区域区分（線引き）は行われておらず、用途地域も指定されていない。都市的地域の防災機能向上を図るため、面的整備を促進する必要がある。また、密集地では、ひとたび火災が発生すれば、広範囲に及ぶことが予想され、火災を出さないよう呼びかける必要がある。【1-1-⑨】

(公園の維持管理)

- 本市には、都市公園として、近隣公園が1カ所、街区公園17カ所、都市**緑地**1カ所の計19カ所の公園が整備されている。この他、自然公園3カ所、農村公園・広場等が9カ所ある。また、各自治会で管理しているちびっこ広場が整備されている。身近な住環境にあるこれらの公園等は、災害時には避難場所としての役割が求められている。【1-1-⑩】

(総合的な治水対策の推進)

- 水防法改正により、輪中堤や自然堤防等の盛土構造物等が存する区域を洪水氾濫の際に浸水の拡大を抑制する機能を有する施設として活用するため、水防管理者がその区域を浸水被害軽減地区として指定し、保全を図ることができるようになった。このため、浸水被害軽減地区の指定等を検討する必要がある。【1-2-④】

(総合的な土砂災害対策)

- 土砂災害ハザードマップを作成し、関係市民に配布しており、ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制を行うとともに、山間地の特性や渓流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う必要がある。【1-3-②】

(狭隘道路)

- 中山間地域は概して道が狭く、避難の際等の障害となる恐れがある。【1-3-⑦】

(地籍調査の実施)

- 災害時の円滑な復旧・復興には地籍調査による境界確定が非常に重要である。令和2年度における地籍調査の実施率は**48.0%**となっている。地籍の工程は、1区間4~5年間程度時間がかかるが、引き続き事業を推進する必要がある。【7-1-③】

(仮設住宅、復興住宅の供給)

- 本市における仮設住宅・復興住宅のための場所は十分に確保できているわけではないが、利用空間としての転用可能な場所には余裕がある。災害発生後に活用可能な空間を備えておくことは都市の災害強靭性を高める上で重要であり、こうした土地を把握しておく必要がある。【7-4-⑥】

5) 保健医療・福祉～要配慮者対策及び医療救護体制確保～

(要配慮者施設の避難計画策定の促進)

- 浸水想定区域内にある要配慮者施設は避難確保計画を策定する必要がある。【1-2-⑧】

(災害医療体制の充実)

- 市内には一般病院1カ所、精神科病院1カ所、医院（開業診療所）**17**カ所が開設している。市医師会病院（救護病院指定）は耐震化されている。また、本市には災害拠点病院等ではなく、連携体制を強化していく必要がある。【2-4-①】

(救急医療提供体制の強化)

- 救急医療提供体制は、市医師会の医療機関による休日在宅当番医制と市医師会病院による夜間

指定当番医制が実施されている。また、県の広域災害・救急医療情報システムが整備されており、県域を越えた連携により、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る必要がある。

【2-4-②】

(高齢者介護施設の夜間における職員確保)

- 夜間は昼間に比べ職員が少なく、受け入れ態勢が困難となる可能性があり対応方策を検討する必要がある。【2-4-⑤】

(高齢者見守りネットワーク体制の構築)

- 大規模災害時の初動期においても、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、安否確認を行い、予め指定された避難所や介護サービス事業所などに速やかに避難誘導を行うこととなっているが、適切に機能するか検証する必要がある。【2-4-⑥】

(公衆衛生体制の確立)

- 避難所等における集団生活では、感染症が発症しやすい。また、エコノミー症候群や生活不活発病も懸念される。このため、災害時に適切な行動がとれるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期等においては、応援職員に対する感染症対策と避難所での感染症対策を徹底し、感染拡大防止を徹底する必要がある。

【2-4-⑧】

(担い手の確保・育成)

- 大規模災害時には、スタッフの疲弊や受け入れ態勢が困難となる事態が発生するため、体制の整備や医療・介護の担い手の確保・育成が必要である。【2-4-⑨】

(地域医療体制の確立)

- 大規模災害時の初動期においては、市独自で医療救護活動を実施することとなる。このため、平時から三師会（市医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携強化と通信手段の確保等を検討する必要がある。【2-4-⑩】

- 避難生活は長期に及ぶ可能性があり、その際には様々な健康への影響が懸念され、常日頃より対策を検討する必要がある。【2-4-⑪】

(避難所における人間関係の悪化)

- 複雑化・多様化する地域社会、希薄化する人間関係のなかで、うつ病をはじめとする心の病が増加している。特に、避難所はプライバシーの問題など普段と違う特殊な環境下におかれるため、特に配慮を必要とする。【7-4-①】

6) 産業 ~サプライチェーンの確保~

(BCP の策定促進)

- 市内企業における業務継続計画（BCP）の策定については、多くの企業が必要性を認識しているものの、進んでいるとはいがたい。このため、商工会と連携して、促進する必要がある。

【4-1-①】

- 市内の農業法人へ BCP 策定についての啓発を行う必要がある。【4-1-②】

(本社機能の誘致・企業誘致)

- 国全体の強靭化に資する観点から、大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジが整備されるという有利性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取り組みを図る必要がある。【4-1-③】

(配送センター等への啓発)

- 災害時には、倉庫内での物資の破損、荷崩れや、燃料の枯渇等が生じる恐れがあり、輸送ネットワークへの影響を啓発しておく必要がある。【4-1-⑥】

(企業の情報通信網の強靭化促進)

- 災害時、企業は情報通信インフラ網の断絶により情報収集が困難になる可能性がある。このため、多様なネットワーク機器を活用した情報収集訓練を実施する必要がある。【4-1-⑦】

7) ライフライン・情報通信～生活基盤の維持～

(応急給水体制等の整備)

- 応急給水を効率的に行うための体制の整備を行い、応急給水資機材の備蓄及び給水車の配備を検討する必要がある。【2-1-④】

(下水道BCPの整備)

- 発災時の下水の排除・処理機能を確保するための関係機関との応援体制の確保、資機材の備蓄、様々な事態を想定した訓練を行う必要がある。【2-1-⑤】

(庁舎等防災拠点機能の充実)

- 地域の重要な防災拠点を中心に再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

【3-1-④】

(電力・ガスの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。【5-1-①】

- ガスについては、都市ガスの供給地域となっている区域はなく、全域がプロパンガスに依存している。各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスマーティーが設置されている。災害時にも安定供給が図れるように促進していく必要がある。【5-1-②】

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など、再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策のあり方について検討を進める必要がある。【5-1-④】

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上が進められているところであるが、災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する必要がある。【5-1-⑤】

(上下水道施設の地震対策・老朽化対策等)

- 上水道施設は、給水開始後30年を経過し、更新時期を迎えている。「海津市新水道ビジョン」に基づき、計画的な施設の更新、耐震化を推進する必要がある。海津・平田、南濃地域は、それぞれ連絡管路により、送水が可能となっている。【5-1-⑦】

- 下水道施設は、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画に基づき、施設の改築更新、耐震化を計画的に進める必要がある。【5-1-⑧】

(必要な資器材の確保)

- ライフラインが長期間停止した場合に備え、必要な資器材のリストアップ及び備蓄・調達方法の検討を行う必要がある。【5-1-⑨】

(下水道BCPの整備)

- 下水道BCPの実効性を高めていくため、継続的に訓練等を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるように点検を実施する必要がある。【5-1-⑩】

8) 行政機能～自治体機能の継続～

(洪水、地震ハザードマップの整備)

- 令和5年3月に総合防災マップを発行し、全戸配布する。今後は、ハザードマップの使い方など市民への周知が必要である。【1-1-⑪】【1-2-⑦】

(防災情報システムの整備)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、防災情報通信システムの複線化など耐災害性を強化する必要がある。【1-5-⑥】

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築)

- 広域受援体制の強化のため、防災拠点の機能を見直し、資機材等必要な整備を進める必要がある。また、レスキューホテルを避難所等として活用する必要がある。【2-1-①】
- 東日本大震災などでは、「道の駅」が被災者の一時避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう機能を強化することが必要である。【2-1-②】
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しているが、災害時においても確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。【2-1-③】

(非常用物資の備蓄)

- 市では、アルファ化米、パン、飲料水等を備蓄しているが、発災時の観光客や帰宅困難者への対応を考慮する必要がある。【2-1-⑦】
- 給食が提供されない事態に備え、各小中学校及び認定こども園では保存用ビスケット等を備蓄しており、継続・更新していく必要がある。【2-1-⑧】

(消防人材・消防団員等の確保・育成)

- 消防本部は1本部1署2分署、消防団は市内各地域15分団で構成され、団長以下407人の団員定数となっている。また、女性防火クラブが活動している。少子高齢化社会が進展し、消防団員数の減少や市外への通勤者増加による昼間の消防力低下が課題となっている。【2-3-①】
- 近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。【2-3-②】

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る必要がある。【2-3-③】

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する必要がある。【2-3-④】

(業務継続体制の整備)

- 市では業務継続計画を策定しているが、大規模災害発生時にも、災害対応業務を実施しつつ、通常業務等を維持するため、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う必要がある。【2-3-⑤】【3-1-⑦】

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・収集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。【3-1-⑥】

(大規模火災等への対応)

- 大規模火災等においては、単独消防で対応できない可能性があり、緊急消防援助隊の受援計画を作成する必要がある。【2-3-⑦】

(福祉施設等への支援)

- 福祉施設等については、避難確保計画の策定や連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。【2-4-③】

(医療や介護サービスの把握)

- 「海津市医療・介護べんり帳」に連絡先や体制などの情報をマップで掲載したものを作成した。必要に応じて見直していく必要がある。【2-4-⑦】

(庁舎等防災拠点機能の充実)

- 庁舎の耐震化は完了している。庁舎非常用発電機は72時間稼働し、多目的トイレは停電時でも使用可能である。また、下水管が使用不可となった場合、東館1階のトイレ下のピットが一時汚物層として使用できる。協定により災害ベンダーの飲料水自動販売機4基が設置されている。自家発電機は、庁舎東館においては屋上に設置されているが、西館においては1階にあるため洪水時には

使用できない可能性があり再配置の検討が必要である。【3-1-①】

(広域連携の推進)

- 広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、県、隣接市町等との連携の強化を図る必要がある。また、受援を想定した体制整備について検討を進める必要がある。【3-1-⑤】

(情報システム部門の業務継続体制の周知)

- 情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。【3-1-⑧】

(移動系無線の整備)

- 無線機の老朽化により、使用できないもの、交換部品のないものが数多くあり、更新に当たっては、災害時の電波の輻輳や財政的な影響も考慮し、整備方法を検討する必要がある。【3-1-⑨】

(観光の振興)

- 本市の観光客数は、**年間 346 万人（令和 3 年）**であり、千代保稻荷神社、千本松原・国営木曽三川公園の 2 か所で全体の**7 割弱**を占めている。名古屋市から 30km 圏内と至近距離にあることから、自動車利用による日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策が課題である。【4-1-⑤】

(公共交通ネットワークの連携、存続支援)

- 養老鉄道養老線の駅は市内に 5 つあり、災害時における鉄道利用者の避難誘導、帰宅困難者対策が必要である。【4-2-⑤】

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達体制確保に努めている。今後、非常時に備え、体制を確立していくことが必要である。【4-3-①】

(災害ボランティアの活動支援)

- 大規模災害発生時、被災者へのきめ細やかな支援や被災地の早期復旧・復興にボランティアの活動が必要不可欠であり、市社会福祉協議会を中心とする災害ボランティア活動の運営を支援し、実効性のあるボランティア体制を構築する必要がある。【7-2-①】

- 地域に根差した個人事業者等の保有する施設、資機材、人的ネットワーク等を活用するため、「(仮称) 防災協力パートナー登録制度」を構築し、地域の防災体制を強化する必要がある。また、SNS を活用した事前登録システムを導入するなど災害ボランティア受入体制の整備をする必要がある。【7-2-①】

9) 環境～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策)

- 平成 21 年 3 月に市災害廃棄物処理計画を策定したが、国の「災害廃棄物対策指針」が平成 26 年 3 月に提示されたことを踏まえ、平成 29 年度に市災害廃棄物処理計画を改定した。
令和 3 年度に「岐阜県廃棄物処理計画」が改定されたことに伴い、市災害廃棄物処理計画・災害廃棄物対応マニュアルを順次改定し、適正かつ迅速な処理体制の構築を図ることが必要である。

【7-1-①】

(有害物質対策)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。【7-1-②】

10) 地域づくり・リスクコミュニケーション

(住宅・建築物等の耐震化)

- 地区集会所等の耐震化率は、52.2%となっており、引き続き耐震化を進める必要がある。
【1-1-②】

(水防演習の実施)

- 毎年、消防団では出水期を控えた5月に水防演習を実施しており、各種水防工法を習得している。今後も継続的に実施する必要がある。【1-2-⑨】

(土砂災害と防災教育)

- 本市には、土砂災害に関する知識や適切な避難の方法について学び、研修するための施設として「さぼう遊學館」がある。また、羽根谷の2つの砂防堰堤は国登録有形文化財に指定されている。これら施設を生かして防災教育を進めるとともに地域を強靭にしていく必要がある。【1-3-⑤】

(住民等への情報伝達の強化)

- 外国人を含む観光客や要配慮者等への対応を含め、災害情報の伝達体制を強化する必要がある。【1-5-①】

- 災害情報の伝達方法については、「防災行政無線」「広報無線専用ダイヤル」「市メール配信システム」、「防災WEB配信アプリ」、「LINE」、エリアメールの活用など多様に進めているが、全域にわたる戸別受信機は設置していない。大雨時の対策等、今後、更なる充実を図る必要がある。

(防災教育の推進)

- 国土強靭化を図る上で、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。【1-5-④】

- 「災害を正しく知り、正しく恐れ、正しく備える」を合言葉に、就学前から成人に至るまでの各段階で「いのちをつなぐ防災教育プラン」に基づき防災教育を推進していく必要がある。【1-5-⑤】

(要配慮者対策の推進)

- 障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等を加え、難病患者等に対する障害福祉サービスの提供が可能になった。本市では、身体障害者手帳所持者は、ほぼ横ばいであるのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にある。また、本市の65歳以上の高齢者人口は、**令和2年の国勢調査では11,257人**、高齢化率は**29.1%**で増加が続いている。要介護認定者数も年々増加している。避難行動要支援者名簿の管理及び避難個別計画の具体化を促進するとともに、自主防災組織を中心とした避難訓練を定期的に実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。【1-5-⑧】

- 避難行動要支援者が**2,508人**であるのに対し、同意書提出者数は**962人**と同意率は**38.4%**（R4.4現在）となっており、更なる周知を図るとともに要支援者支援個別計画の作成を進め、地域支援者の設定、避難経路等を検討する必要がある。【1-5-⑨】

(避難所運営マニュアルの周知)

- 避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルを市民に周知する必要がある。

【1-5-⑩】

(非常用物資の備蓄)

- 家庭における備蓄は、最低3日間、できれば1週間を目標に市民へ周知している。ローリングストックの啓発に引き続き取り組むとともに、市においても、非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄物資の強化に取り組む必要がある。【2-1-⑥】

(自主防災組織の結成促進)

- 本市における自主防災組織の結成率は68.8%と低く、一層の結成促進が必要である。【2-3-⑥】

(防災人材の育成)

- 災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興には、地域コミュニティによる共助が不可欠であり、その中心となる地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る必要がある。【7-2-②】

(建設業の担い手育成・確保)

- 近年の建設投資の減少により、地域の建設業においては現場の技術者の不足や若年入職者の減少により技術継承の危機に直面しているため、将来の建設業を担う人材を育成・確保していく必要が

ある。【7-2-③】

(迅速な被害認定)

- 被害認定は、災害からの生活再建に向けた第一歩であり、認定結果に基づき、被災者に災証明書が発行される。被害認定調査は、研修を受けた調査員が行うため、調査員の育成と訓練を実施する必要がある。【7-2-④】

(市民参画の促進)

- 自治会加入率は 83.0% (R3) であり、人口減少や高齢社会の進行により自治会活動の担い手が不足し、自治会によっては、地域の課題に対応できない事態に直面するなど、連帯意識が低下している状況にある。【7-4-②】

(市民ボランティアの育成)

- 人口減少や高齢化、核家族化等による家族内の養育や介護力の低下、地域コミュニティの衰退により、地域における福祉ニーズは多様化している。こうしたなか、災害時においても機能するよう市民ボランティアの育成や活動の支援、ネットワークづくりの推進が課題となっている。【7-4-③】

(防犯対策の強化)

- 本市における犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は、近年概ね減少傾向にあり、罪種別でみると、車上狙い、空き巣等の窃盗犯が全体の約 74% を占めている。災害発生後には、火事場泥棒的な犯罪が発生しやすい可能性があり、十分に注意する必要がある。【7-4-④】

(地域防災力の強化)

- 市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていくことが課題となっている。【7-4-⑤】

11) メンテナンス・老朽化対策

(公共施設等の耐震化)

- 小中学校の校舎、屋内運動場の耐震化率は 100% であるが、非構造部材等の耐震対策を行う必要がある。【1-1-③】
- 社会体育施設 10 施設のうち、南濃体育館と武道館が耐震補強工事を終えた。また、非構造部材対策においては、武道館が行われている。【1-1-⑤】
- 消防本部及び消防署本署庁舎の耐震工事は実施済みとなっている。【1-1-⑥】

(公共施設等の維持管理)

- 公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。【1-1-⑦】

(防火水槽の耐震化)

- 市内の防火水槽を点検し、老朽化の著しいものから修繕を実施しているが、耐震化率は 7% にとどまっており、改善する必要がある。【1-1-⑫】

(総合的な治水対策の推進)

- 市内を流れる河川の改修工事については、引き続き未整備区間や一部未完成区間の整備促進、老朽化した施設の改修等が喫緊の課題となっている。【1-2-②】

(河川管理施設等の長寿命化対策)

- 市内には河川構造物が多く存在し、更新期を迎えている施設も多く、洪水時に施設の機能が確実に発揮されるよう、適切に維持管理していく必要がある。【1-2-⑥】

(重要水防箇所の巡視)

- 本市では、毎年、木曽川下流河川事務所又は大垣土木事務所と合同で重要水防箇所の巡視を実施している。今後も、情報共有を図るため継続的に実施する必要がある。【1-2-⑩】

(砂防施設等の整備促進)

- 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要がある。【1-3-③】

(樋門・水門の整備)

- 津波による被害を防止するため、樋門・水門の老朽化・耐震対策を促進する必要がある。

【1-4-③】

(防災情報システムの整備)

- 同報系防災行政無線の運用については、取替え部品等の耐用年数に関し、適切に維持管理をしていく必要がある。【1-5-⑦】

(道路施設の維持管理)

- 橋梁等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な長寿命化対策に取り組む必要がある。【5-2-③】

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

- 市内には多くの河川構造物及び砂防施設（砂防堰堤等）がある。これらの施設の老朽化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

【6-1-③】

(道路ネットワークの整備)

- 地域的特性から、本市は橋梁数が多く、災害発生時にも通行の安全性が確保されるよう、効率的な維持管理が必要である。【7-3-②】